様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）　　（第1面）

収受
令和 -7.8.14
吹田市
環境保全指導課

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和７年８月１３日

吹田市長　　殿

提出者

住所　　兵庫県川西市中央町１５番２５号

氏名　　医療法人協和会　　理事長　北川　透

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　06-6339-3455

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人協和会　協和会病院
事業場の所在地	大阪府吹田市岸部北１丁目２４番１号
計画期間	令和７年４月１日～令和８年３月３１日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	**別紙４，５のとおり**
①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項　**別紙４，５のとおり**

（管理体制図）

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項　**別紙４，５のとおり**

①現状	【前年度（　　年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項　**別紙４，５のとおり**

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項　　**別紙４，５のとおり**

①現状	【前年度（　　年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項　　**別紙４，５のとおり**

①現状	【前年度（　　年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項　　**別紙４，５のとおり**

①現状

【前年度（　　年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類		
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類		
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t

（今後実施する予定の取組）

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（　　年度）実績】　　**別紙４，５のとおり**

特別管理産業廃棄物の種類		
全処理委託量	t	t
優良認定処理業者への処理委託量	t	t
再生利用業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t

（これまでに実施した取組）

<table>
<tr><td rowspan="11"></td><td rowspan="11">②計画</td><td colspan="3">【目標】　　別紙４，５のとおり</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>全処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">電子情報処理組織の使用に関する事項</td><td colspan="3">【前年度（　　年度）実績】　　別紙４，５のとおり</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物排出量
（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）</td><td colspan="2">t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組等）</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

備考

1　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

2　当該年度の６月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

6　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに，全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

7　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

8　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

9　※欄は記入しないこと。

別紙4（廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画書）

現状：前年度（　2024　年度）実績量

計画：今年度（　2025　年度）計画量

単位:トン／年

特別管理産業廃棄物の種類		排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項										電子情報処理組織の使用に関する事項
コード	名　称	排出量（前年度実績値の①）		自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量（前年度実績値の②+⑧）		自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量（前年度実績値の⑤）		自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量（前年度実績値の⑦）		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量（前年度実績値の③+⑨）		全処理委託量（前年度実績値の⑩）		優良認定処理業者への処理委託量（前年度実績値の⑪）		再生利用業者への処理委託量（前年度実績値の⑫）		認定熱回収業者への処理委託量（前年度実績値の⑬）		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量（前年度実績値の⑭）		特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状
7300	感染性廃棄物	117.633	100.000									117.633	100.000	117.633	100.000	117.417	100.000					
合計		117.633	100.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	117.633	100.000	117.633	100.000	117.417	100.000	0.000	0.000	0.000	0.000	

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り，空欄へ特別管理産業廃棄物のコード及び具体的な名称を記入してください。

※数量に関しては、小数点以下3桁表示として記入してください。

別紙５（廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画書）

1　当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	83　医療業
②事業の規模	３０１床
③従業員数	３８０名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	1日2回用度課職員が回収し、感染性廃棄物を非感染性廃棄物と分別して感染性廃棄物を専用容器に入れ専用倉庫で保管→収集運搬業者に委託→中間処理業者に委託→最終処分業者に委託

2　特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項（管理体制図等、別紙を参照）

3　特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	（これまでに実施した取組）治療、介護、検査等で排出される感染性廃棄物である為、計画的に削減するのは困難と思われる。感染症の扱いが緩和されても感染防護に係る衛生材料の単回使用後の廃棄が推奨、実施されているので排出の大きな抑制には至らないと考えます。※コロナが令和5年5月に2類⇒5類に変更になっても、令和6年、7年と院内では従来通りの対応を行っている関係で排出量は昨年と同様と考えます。
②計画	（今後実施する予定の取組） 基本、現状維持と考えます。 ※排出量参考データーとして、前々年度【約103屯】、前年度【約118屯】

4　特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 感染性廃棄物を非感染性廃棄物と分別し感染性廃棄物を専用容器に入れ感染性廃棄物を専用倉庫で保管。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 現状維持と考える。

5　自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 特になし
②計画	(今後実施する予定の取組) 特になし

6　自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 特になし
②計画	(今後実施する予定の取組) 特になし

7　自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 特になし
②計画	(今後実施する予定の取組) 特になし

8　特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 処理業者については、必ず産業廃棄物処分業許可証の有無並びに内容を確認し、できる限り優良認定業者から選定する。
②計画	(今後実施する予定の取組) 現状維持。

9　電子情報処理組織の使用に関する事項

計画	(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェスト運用中。

【管理体制図】

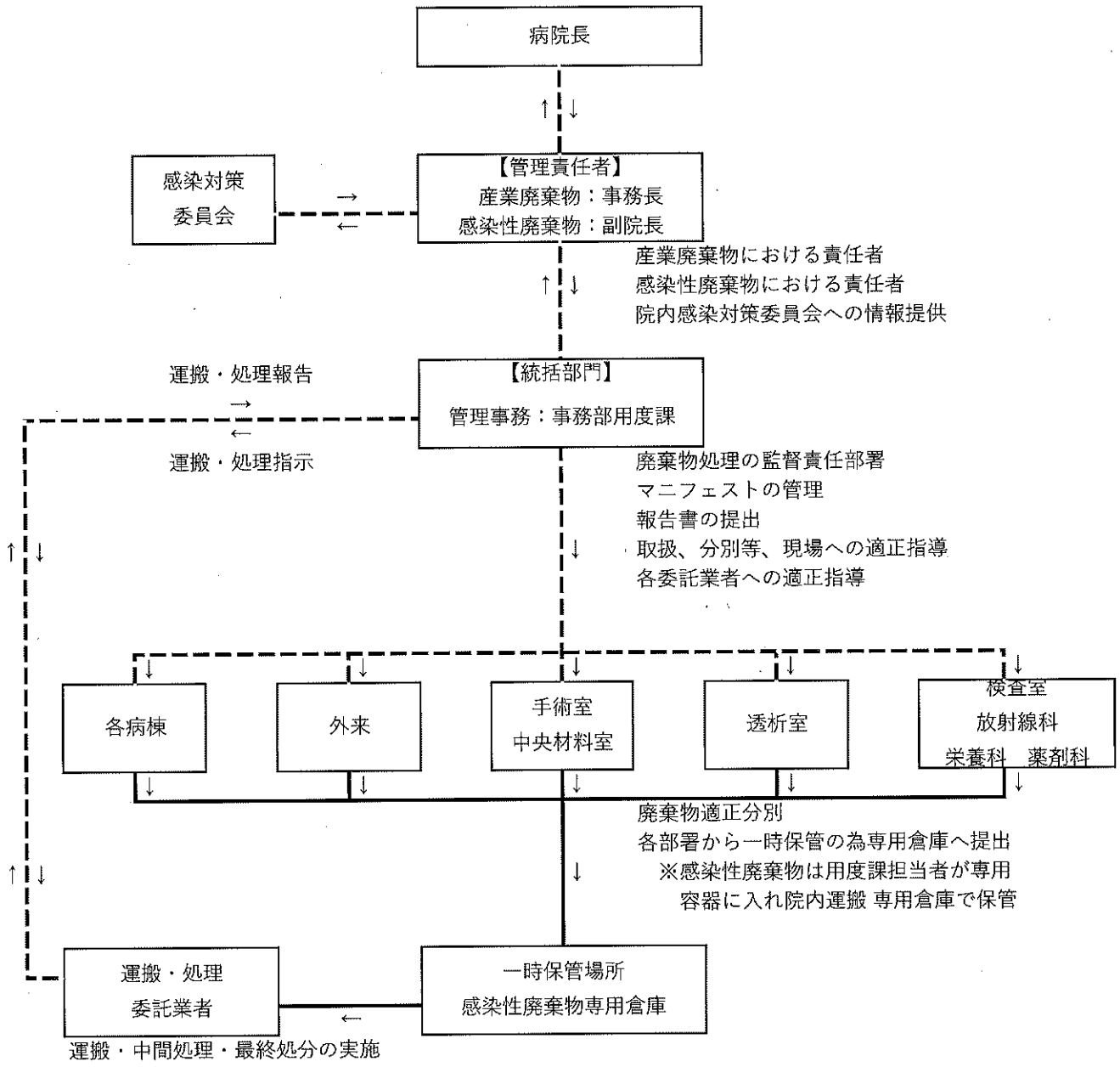
病院長
感染対策
委員会
【管理責任者】
産業廃棄物：事務長
感染性廃棄物：副院長
産業廃棄物における責任者
感染性廃棄物における責任者
院内感染対策委員会への情報提供
運搬・処理報告
運搬・処理指示
【統括部門】
管理事務：事務部用度課
廃棄物処理の監督責任部署
マニフェストの管理
報告書の提出
取扱、分別等、現場への適正指導
各委託業者への適正指導
各病棟
外来
手術室
中央材料室
透析室
検査室
放射線科
栄養科　薬剤科
廃棄物適正分別
各部署から一時保管の為専用倉庫へ提出
※感染性廃棄物は用度課担当者が専用
容器に入れ院内運搬 専用倉庫で保管
運搬・処理
委託業者
一時保管場所
感染性廃棄物専用倉庫
運搬・中間処理・最終処分の実施